

**予算特別委員会知事総括質疑**

浜田 よしゆき 議員の質問と答弁	1
島田 けい子 議員の質問と答弁	6
他会派議員の質問項目	12

●京都府議会 2018 年 6 月定例会予算特別委員会で、日本共産党の浜田よしゆき、島田けい子両府議が行なった予算特別委員会・知事総括質疑の質問と答弁の概要を紹介します。

**浜田 よしゆき 議員（日本共産党 京都市北区）**

**2018 年 7 月 10 日**

**【浜田議員】** 日本共産党の浜田よしゆきです。

質問に先立ち、一言申し上げます。5日から7日にかけての豪雨により、京都を含む西日本を中心に、甚大な被害が出ました。亡くなられたみなさんのご冥福を心からお祈りするとともに、被災されたみなさんにお見舞いを申し上げます。京都では、中北部の6市3町に災害救助法が適用されましたが、京都府においては、被害実態の迅速な把握と補正予算の編成を含めて、被災地の復旧・復興に全力を尽くしていただくよう、お願いをいたします。

**ドクターヘリ 米軍Xバンドレーダー停波拒否問題**

**知事は防衛省の言い分だけしか聞かないのか**

**【浜田議員】** それでは、質問に入ります。府民のいのちとくらしに関わる、いくつかの重要課題について、西脇知事にお聞きします。

最初に、米軍レーダー基地について、ドクターヘリの要請にも関わらず、レーダーが停波されなかった問題です。この問題は、患者さんの搬送が17分遅れただけでなく、レーダーが照射されている飛行禁止区域に、救急車もドクターヘリも入ってしまったという、二重三重に府民のいのちに関わる重大事案です。なぜ、レーダーが停波されなかったのか。代表質問で西脇知事は、「近畿中部防衛局からは、意思疎通が円滑に行われなかったことが原因と報告を受けております」と答弁されました。しかし、6月11日の総務・警察常任委員会での報告事項の質疑のなかで、理事者は、「宮津与謝消防本部からは、マニュアルに従って停波要請を行い、承諾を得たという報告を受けている」と答弁されました。知事は、防衛局の言い分だけしか聞いていなかったのですか。お答えください。

**【知事・答弁】** 浜田委員の質問にお答えをいたします。米軍レーダー基地に関してであります。今回のドクターヘリ運航時に停波されなかった事案につきましては、人命にかかわるものであり断じて許されるものではなく、直ちに私から防衛大臣及び米軍基地司令官に対しまして、再発防止策を講じることなどを申し入れたところでございます。7月の2日に原因究明及び再発防止のため近畿中部防衛局と米軍、消防、病院など関係者による第一回目の会議が開催され、京都府も参画したところでございます。その会議におきまして宮津与謝消防組合消防本部と米軍それぞれから聴取した結果、消防と米軍双方がともにマニュアルに沿った停波手続きを行っていないことにより、消防は停波要請を行い、かつ承諾を得たと認識した一方、米軍は当初停波要請と認識せず、双方の意思疎通が円滑に行われなかったことを確認をしたところでありまして、防衛局の言い分しか聞いていないと

の指摘は当たらないというふうに考えます。

## 停波できなかった原因究明へ、音源記録とマニュアルの公表を

**【浜田議員・再質問】** いま意思疎通が円滑に行われなかったというふうにいわれたんですけど、宮津与謝消防本部は、マニュアルに基づいて停波要請を行っており、米軍の側は、停波要請があったことは認めたからこそ、最終的に「停波できない」と返答した、というのが事実ではありませんか。それでも、意思疎通を理由にするというのであれば、停波要請をした宮津与謝消防本部と米軍の具体的なやりとりを明らかにしていただきたい。そのために音声記録が残っているはずのボイスレコーダーを公開すべきだと思いますけれどもいかがですか。

**【知事・再答弁】** まず、停波できなかった理由というか経緯についてのお尋ねでありました。今月2日の先ほど申し上げました関係者によります会議では、午前8時52分に宮津与謝消防組合消防本部が行ったとされる停波要請を米軍がいったん承諾した後拒否したのではなくて、米軍が停波要請を認識した時点が午前8時57分でありまして、停波要請開始時刻であります午前9時の直前であったことから、米軍内での手続き中に9時を経過したため、9時4分に「直ちには停波できない」旨、米軍から消防に連絡したとの説明を受けたところであります。

これまでも停波要請をすれば、停波が行われてきましたが、今回初めて停波が行われなかったことを関係者それぞれが重く受け止め、今後速やかにかつ着実に停波が行われるよう、今月の訓練からは月4回と回数を倍に増やし、訓練結果や反省点を共有することを関係機関で申し合わせ、すでに最初の訓練が実施されたところであります。またさらなる再発防止策としては、京都府としても京丹後市が提案しております、飛行制限区域外へのランデブーポイント移設につきましても防衛省に求めているところでございます。ボイスレコーダーの公表につきましては、私どもきちっと把握をしておりますけれども、現在それにつきましての見解は得ておりません。

**【浜田議員・再質問】** 府民の命と米軍や防衛局の事情と、どちらが大事かという問題であります。ボイスレコーダーは公開をして、停波されなかった原因を徹底的に検証すべきだということを強く求めておきたいと思っております。いま知事が説明をされた米軍の言い分です、つまり停波要請は9時から10時までという要請だったんだから、9時を過ぎても私は停波すべきではなかったかというふうに思います。結局「停波できない」ということを報告したということは、時間はいろいろありますけれど、少なくとも停波要請を受けたとうことを認めたということなので、米軍側に停波できない理由があったということだと思っております。そもそも、「停波要請をすれば、米軍は速やかに停波する」という約束であったはずであり、米軍が要請があっても拒否をすることはありうるのか。このことについて伺いたいと思っております。

**【知事・再答弁】** 先ほどから申しておりますけれども、これまで停波要請をすれば停波が行われてまいりました。そういう意味で今回7月2日の会議におきまして、そういう経過の検討と再発防止策について検討しておりますので、そうした中でどういう形でやり取りが行われたかということはさらに検証があるかというふうに思います。いずれにいたしましても、わたくしどもは停波要請をすれば直ちに停波されるという前提でこのドクターヘリの運航を行っておりますので、引き続き防衛相ないし米軍に対しましては停波要請により停波していただくようにお願いしてまいりたいと思っております。

## 住民の命を脅かす米軍Xバンドレーダー基地の撤去を

**【浜田議員】** いまそういう前提だというように言われましたけれども、その前提が今回崩れたわけですから、だったら、停波要請にNOという回答も本当でないのかということについて、要請への対応を確認するため、京都府も入って作成した対応マニュアルこれを公表すべきだと思いますけれどもどうですか。

**【知事・答弁】**いまマニュアルについてのご質問をいただきました。今月の2日の会議におきましては、当然マニュアルに則った手続きがなされたかどうかということを検証する場でございましたので、マニュアルについても議論し、取り扱われたところがございますけれども、ただし、防衛省からは成りすまし防止等の保安上の観点からマニュアルにつきましては関係者以外には部外秘とするようとされておりまして公表することはむづかしいと考えております。

ただし、いずれにいたしましても会議におきましては消防と米軍双方がともにマニュアルに沿った手続きが行われなかったということを確認し、相互の意思疎通が円滑に行われなかったということで確認をしておりますので、今後はそういうことがないように、きちっと関係者間で訓練なり協議を重ねまして万全を期してまいりたいと思っております。

**【浜田議員・指摘要望】**結局、ボイスレコーダーも公表できない、対応マニュアルも公表できない、これでは、停波されなかった原因の検証もできないし、今後も「必ず停波される」という保証もないではないかと思えます。今後も定期的に検証会議を開くということですが、米軍や防衛局の言い分をうのみにするのでなくて、府民の命を守る立場で、停波されなかった原因の検証と再発防止策を明確にすることを求めたいと思えます。米軍の約束違反は、この問題に限らず、この間二期工事をめぐる敷地外の掘削や土日の工事、さらには、もともと7月末まで延期された防音対策として不可欠な商用電力の整備が、さらに10月末まで延期されるなど、あまりにもひどすぎると思えます。

府民の安心・安全が脅かされる事態が相次いでおり、一方で、朝鮮半島をめぐる平和への激動が起こり、北朝鮮が弾道ミサイルを発射する可能性がほとんどなくなったもとの、米軍レーダー基地は一刻も早く撤去することを強く求めて、次の質問に移ります。

## 原発再稼働と老朽原発の運転延長 きっぱり反対を

**【浜田議員】**次に、原発再稼働と老朽原発の運転延長についてお聞きします。代表質問で、知事は「これらの問題については、山田前知事と立場は変わらない」と答弁されましたが、西脇知事としてのご自身の考えを今日はお聞きしたいと思えます。

この間、大阪北部地震をはじめ、各地で大きな規模の地震が頻発しています。また、地元住民からは、原発事故が起こった際の避難経路の整備の遅れへの不安が高まっています。そういうもとの、同意権があるなしにかかわらず、原発事故が起これば、立地県と同様の被害を受ける自治体の責任者として、原発再稼働に、きっぱり反対すべきではありませんか。

また運転が40年以上を経過している老朽原発については、「原則廃炉」と言われますが、政府と電力会社は、その原則をなし崩しにして、無原則に運転延長を進めています。しかも、政府が閣議決定した「第5次エネルギー基本計画」では、原発をベースロード電源と位置づけ、「2030年に電力量に占める原発の割合を20～22%にする」という目標で、そのためには30基の原発を稼働させる必要があり、老朽原発の運転延長が不可避になります。関西電力が老朽原発である高浜原発1・2号機の運転延長を行おうとしていることについて、京都府は、国や関西電力の説明を求め続けていますが、いまだに安全性を追求するだけでいいのでしょうか。「老朽原発の延長は認められない」と明言すべきではありませんか。お答えください

**【知事・答弁】**原発の再稼働につきましては代表質問でお答えいたしました通り、まさに国が進めますエネルギー政策の根幹であり、なによりまず、国が原発の安全性に責任をもって対応をすべきことだというふうに認識をしております。しかしながら、京都府といたしましても、府民の安心安全の確保が最も優先されるべきとの立場からこれまでから、再稼働に際し、同意手続きなどの法的枠組みを確立すること。国の責任において安全確保に万全を期すこと。避難計画の実効性を確保すること。運転期間が40年を超える原発は原則廃炉すべきであり、審

査にあたっては国が責任を持ち慎重に対応することなどを国に対し繰り返し要請してまいりました。

地震発生時の対応につきましては、広域避難計画におきまして家屋の倒壊により自宅に滞在できないときは、近隣の避難所等で屋内退避を行うことや余震で倒壊する可能性があり屋内退避の継続が困難な場合にはUPZ外への避難先などに避難を行うこととしている他、避難路が使用できない場合に備え複数の避難ルートや船舶・ヘリによる避難も想定しており、訓練を通じて避難計画の実効性の向上に努めているところでございます。

また、広域避難計画の実効性をより高めるため昨年度から新たに資源エネルギー庁の助成による避難路整備を進めている他、本年度京都府の要請に応じて創設されました内閣府の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業も活用し、避難路整備事業を拡充しており、所要の補正予算を計上しております。

高浜原発の1・2号機の運転延長につきましても京都府としては、府民の安心安全を確保するという立場から課題や問題点を指摘しながら国や関西電力に説明を求めており、現地確認も実施をしております。原子炉容器など取り換えるのでない建造物の評価については金属やコンクリートの劣化に関する専門的な知見を要することから、府の原子力防災委員にこれらの分野の専門家にも参画いただいたところでございまして、さらに安全性の確保を最大限追及してまいります。この原子力、原発に関します考え方は、わたくしの考え方でございます。

**【浜田議員・指摘要望】**いまの答弁の中でふれられました国の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業。これは、あくまでモデル事業であって、今回京都府は11路線40億円を要望されましたけれども、採択されたのは4路線2億円のみでした。しかも、その中身は、車の渋滞対策3ヶ所、避難検査場周辺円滑化1ヶ所で、住民が不安に思っている避難経路の整備の遅れは、これではまったく解消されないというふうに思います。

知事は、復興庁で仕事をされてきたわけですから、当然福島にも足を運び、原発事故がいったん起これば取り返しのつかないことになる、という現実をよく知っておられると思います。11月下旬に運転40年を迎える老朽原発の日本原子力発電東海第2原発について、原子力規制委員会は先日、新規制基準に適合したとする「審査書案」を了承しました。東京電力福島第一原発事故後、原発の運転期間は原則40年となり、規制委員会が認めれば1回に限り最長20年延長が可能になっていますけれども、この東海第2原発は、東日本大震災の地震と津波で被災した原発であり、事故を起こした福島第1原発と同じ沸騰水型です。こんな危険な老朽原発の再稼働にもゴーサインを出すということは、もはや規制委員会とは言えないんじゃないかと、私は考えます。その規制委員会の新規制基準に適合したからといって、原発の再稼働や老朽原発を認めるわけにはいかないと思います。

府民の命と安全に責任を持つ知事として、原発の再稼働と老朽原発の運転延長に、きっぱりと反対の態度を表明すべきだと、このことを強く要望して、次の質問に移ります。

## 国の給付型奨学金制度は極めて不十分。府の独自制度が必要

**【浜田議員】**知事は、「子育て環境日本一」をめざすとされ、そこには、高校生や大学生への支援も含まれているというふうにいわれています。そこでお聞きいたします。

今、大学生の中では「学費が高いので、奨学金を借りているけれども、その返済のために、バイトにおわれて、授業もまともに出られない」、こういう正に学費・奨学金・ブラックバイトの三重苦にあえいでいます。そういうもとで、国もようやく給付型奨学金制度を開始しましたが、知事は代表質問で、「国において、昨年度創設された給付型奨学金を2万2800人に増やされた」というふうに答弁されました。知事はこの国の制度で、本府において、どれだけの学生が助かると考えておられますか。また、知事はこの国の制度で十分だというふうに考えておられますか。

**【知事・答弁】**国の給付型奨学金についてでございます。代表質問でもお答えいたしましたとおり、京都府としては、これまでから繰り返し国に対しまして奨学金制度の充実を要望してきておりまして、こうした動きもありまして、国においては、昨年度に給付型奨学金を創設されるとともに、今年度では対象人員を2万2800人に増やされ、この内、京都府に配分された推薦枠は641人となったところでございます。さらに、今後は住民税非課税

世帯に準ずる世帯、年収 380 万円未満でございますが、この世帯に対する支援の充実が検討されているところでございます。

また、貸与型の無利子奨学金につきましては、昨年度、所得連動返還方式が導入されるとともに、修学意欲がある住民税非課税世帯の学生の学力基準が撤廃されるなど、低所得者層への配慮が充実されてきたところでございます。大学生に対しまして、教育費負担の軽減については、従来から国の責任におきまして社会保障費の自然増などの厳しい財政状況の中で、制度の充実に取り組まれているところでございます。

一方、京都府といたしましては、高校生に対しまして、厳しい財政状況の中で、府単費で毎年度 40 億円を確保し、国の高等学校等就学支援金に上乘せする、「あんしん就学支援事業」により、全国トップクラスの授業料減免制度を全力で堅持したところでございまして、そういうことも含めまして、京都府といたしましては、今後とも、次世代を担う子どもたちが、経済的状況に左右されることなく安心して学べる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**【浜田議員・指摘要望】**今の国の制度で、今回 641 人、京都府では推薦枠があったといわれましたけれども、全国的にですね、国の制度でいいますと、1つの高校で1人か2人しか受けられない。だから、現場の高校の先生は「誰を推薦するのか」ということで本当に悩んでいるということをお聞きをします。しかも、国の奨学金制度を担う「日本学生支援機構」が、給付型奨学金の申請書に資産の申告まで求めているということで、ある高校の先生は「なぜ、ここまでさらけ出さないといけないのか、見せしめ、いじめですよ」ということまでいっておられるわけであります。この国の制度があまりにも不十分だから、県独自の給付型奨学金制度を創設するところが増えているんじゃないかというふうに思います。学生のまち京都こそ、給付型奨学金制度に創設に踏み出すべきだと、強く要望して、最後の質問に移りたいと思います。

## 京都府公立高校通学費補助制度 知事として財政支援の決断を

**【浜田議員】**さきほど、知事は高校生に対する支援のことを既に触れられたのですが、高校生のことをお聞きします。高校生の授業料は無償になっておりますけれども、多くの高校生が授業料を上回る通学費を負担しています。しかし、京都府の公立高校通学費の補助制度は、所得基準によって、月 2 万 2100 円か 1 万 7 千円を超える部分の半額補助というふうになっておりまして、きわめて不十分だと思います。この間、私、この問題を繰り返し取り上げてまいりましたが、去年 6 月の代表質問で取り上げさせていただいて、京都府が調査をされた。調査によると、1 年生の在校生の半分が通学費を負担をされていて、その多くが月 1 万円以上負担しているというふうにいわれております。そうであるならば、補助対象のラインを引き下げるとともに、補助額を引き上げるべきというふうに思います。この間、府教育委員会と色々やり取りをしましたが、教育委員会は「今、検討をしている」というんですけれども、なかなか踏み出せない、その理由の 1 つに「財源の問題もある」ということを先日、予算特別委員会の分科会でおっしゃられました。知事として、財政的支援ということを決断すべきではないかというふうに思いますがいかがですか。

**【知事・答弁】**公立高等学校生徒通学費補助制度についてのご質問でございます。

通学費は、本来はご家庭で負担いただくものでございまして、全国的にも通学費補助を実施する府県が数少ない中で、高額な通学費を負担することになる家庭の経済的負担を軽減する観点から、京都府独自に財政措置を行い実施しているものでございます。また、京都府では、これまでから、家庭の経済的状況で進学・修学を断念することがないように修学のための給付金制度の創設など、通学費補助を含めた就学支援制度の充実を図っております。

一方で、近年、京都府内の市町では地域活性化等の観点からコミュニティーバスの運行ですとか、高校生の通学定期代の一部補助など、通学費に対する支援に取り組まれる新たな動きも出ていることは事実でございます。

今、委員もご指摘がありましたけれども、現在、府の教育委員会で、生徒の通学実態とともに、こうした市町

の動向や保護者を巡る経済状況などもふまえ、制度の見直しの検討が進められておると聞いておりました、教育委員会での結果をふまえて適切に判断してまいりたいと考えておりますけれども、いずれにしても、財政負担によって府の制度を維持しているわけでございますから、適切な検討結果が出れば、それに対しては対応をしてみたいというふうに考えております。

**【浜田議員・再質問】**今の知事の答弁の中で、実態もふまえてという話があったんですけども、その高校生の実態なんですけれども、現在の補助制度は、昨年度の実績でいうと、補助を受けたのはわずか64人です。つまり、在校生の半分以上が通学費を負担していて、その多くは月1万円以上を負担しているのに、実際に京都府の補助制度を受け入れたのはわずか、64人です。しかも、たとえばですね、和束町湯舟から木津高校に通う生徒は、年間で28万7680円通学費がかかりますが、補助額は11240円ですから、わずか4%にしかならないのですね。私の地元の北区の山城高校に左京区の少し交通の便の悪いところから通っておられる生徒がいて、市バスもそこの中では乗れないのでどうしているかという、ご両親が交代で車で送り迎えをしていると、こういう事態が起こっているわけですね。こういう実態について知事はどういうふうにお考えか、お聞かせください。

**【知事・再答弁】**いずれにしても、財政的な措置を伴うものでございますから、適切な対応が必要でございますけれども、いずれにしても支援をいたします場合にはその支援対象がいかにか的かな範囲に含まれているか、支援の額のレベルでございますけれども、それが支援の制度に相応しいレベルにあるか等、その両輪から考えなければいけないというのはご指摘の通りでございますので、教育委員会の適切な検討を待ちたいと思います。

**【浜田議員・指摘要望】**かつて、知事もご存じのとおり、京都府は小学区制でありました。従って、交通費の心配なく地元の高校に通うというのが当然であったわけですが、その小学区制をなくすなど、京都府自身が高校制度を変えてきたことによって、遠距離通学が増えたわけですから、通学費を府が補助するのは当然のことだと私は考えます。補助対象のラインも補助額も、実態にはあっていないわけですから、検討は1年経っていますので、いよいよ、来年の予算では必ずこれを拡充していただきたい、ということ強く要望したいと思います。

今日は、府民の命と暮らしに関わる重要問題について、西脇新知事の姿勢を聞かせてもらいました。アメリカ軍や関西電力の言いなりになるのではなく、府民の命と暮らしを守る立場に立って、府政運営をすすめていただくことを求めまして、質問を終わります。

## 平成30年7月豪雨の被害対策を

**【島田議員】** 日本共産党の島田敬子です。私の方からも一言申し上げたいと思います。

西日本を中心にした記録的豪雨災害が、各地に甚大な被害をもたらしました。懸命な救出作業にも係わらず子どもたちや高齢者、逃げ遅れた方々が発見をされまして、犠牲者の数を増やし続けております。

さらに、6月18日発生の大阪府北部大地震、これに続く豪雨が追い打ちをかけております。地震・豪雨大災害で、犠牲となられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

また、猛烈な暑さの中で、救助・捜索活動、災害復旧に尽力をいただいております関係者の皆さん、そして、手弁当で避難所運営等にもあたって尽力をいただいている府民の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。「度重なる被害で心が折れそうだ」と被災者の悲痛な声が届いております。

住民の不安も、一気に広がっているのではないのでしょうか。この度の災害については、全容の把握、そして検証はこれからです。知事も一昨日、現場に入られたと伺っておりますが、同日、日本共産党府会議員団も調査に入らせていただいております、今日も宮津市等に調査に入らせていただいております。連続する台風、豪雨災害、地震等、住民の命や安全が脅かされる中で、早期の復旧、復興と被災者の生活再建へ関係者の皆さん方と手を携えて私どもも尽力をしまいたいと思います。

## 大阪府北部地震被害に対する被災者支援について

**【島田議員】** 今日、豪雨災害前に通告させていただいております大阪北部地震に関して伺います。6月18日の地震発生から3週間余が経過しました。7月5日現在、大阪、京都、兵庫、奈良と近畿2府2県で被害家屋は2万7000棟を超え、京都府内では2400棟を超えたと伺っております。そして、この被災家屋を無情にも豪雨が襲いました。被害認定調査が続く中、さらにその数は増える見通しです。また、災害時の指定避難場所となっている市民体育館などの公共施設、小学校の体育館の天井構造物の一部崩落など、非構造部材の損壊被害、通学路沿いの民家や学校のブロック塀の損壊等も今回大きな課題の一つとなっております。

そこで、伺います。大阪府ではいち早く災害救助法ならびに被災者生活再建支援法が適用されましたが、本府は要件に当たらないとのことで適用されませんでした。しかし、隣接する本府の被害も甚大でありまして、大阪府域の災害と一体のものです。国への要件緩和を求めるとともに、京都府の地域再建被災者住宅等支援事業を適用するよう求めますがいかがですか。

また、この度、住宅の屋根等の損壊補修に関して、府の住宅耐震改修助成制度の要件緩和が行われたことは歓迎しております。人命に重大な危機となった民間のブロック壁等の改修についても助成対象にすべきと考えますが、いかがですか。

**【知事・答弁】** 大阪府北部を震源といたします地震で被災した住宅の再建支援でございます。京都府では被災者生活再建支援法の適用を前提に府独自に要件を緩和した地域再建被災者住宅等支援事業を設けておりますけれども、今回の地震では大阪府においても現時点で法の適用要件に該当しないということで、京都府の制度も適用はされておられません。このために、京都府では、今回の災害の実情をふまえて、迅速な対応を図りたいとの思いからこれまで設けております、京都府木造住宅耐震改修等事業を活用いたしまして、今回の地震で災証明書が交付されました木造住宅につきましては、補助要件を緩和し対象を拡大したところでございます。

7月4日には、実施主体となります市町村への説明会を開催し、本事業とともに低利の住宅改良資金融資制度として設けております「21世紀住宅リフォーム資金融資」の活用について被災者への周知を要請したところ

でございます。引き続き、京都府及び市町村のホームページや広報誌も活用し、市町村とともに府民への周知に努めてまいりたいと思っております。

さらに、大阪府を中心に広域的に多くの住宅被害が発生していることをふまえて、7月6日には関西広域連合から、昨日は全国知事会から国の制度拡充について要望書を提出しているところでございます。京都府におきましても、従来から被災者住宅再建支援の強化に関する政策提案をしておりますけれども、今回の被災をふまえて改めて強く国に要請することとしております。

また、ブロック塀の安全対策についてでございますけれども、京都市や宇治市とも連携をいたしまして6月23日から各土木事務所に相談窓口を設置いたしまして、これまで500件以上の相談に対応いたしますとともに、安全点検のチェック項目等の京都府ホームページ掲載とか、建設・不動産関係団体への協力依頼等に取り組んでいるところでございます。ブロック塀の除去等にかかります助成制度は、現在、京都府内5つの市で設けられておりますけれども、今回の地震を受けまして、他の市町村におきましても検討が進められているところでございます。

また、既存の京都府住宅改良融資制度は住宅のブロック塀の改修にも活用可能でございます。こうしたことも含め引き続き市町村とも連携をいたしまして、ブロック塀の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**【島田議員・再質問】** 甚大な被害、そして今後も起こりうる災害に対応して関西広域連合等々とも連携をいたしまして、国の被災者の生活再建のための制度拡充をさらに強力に要望をいただきたいと思っております。同時に、京都府の地域再建被災者住宅等支援事業について、これまでの台風・豪雨災害等ですね、南部豪雨依頼、京都府の制度をですね「横出し・上乘せ」するというところでご努力をいただきました。支援法が適用されなかった災害にも再建経費、あるいは関連経費を創設する等の事業も進めてこられましたので、そういう考え方から今回は広域的な一体の災害としての認識、その立場に立って是非前向きに検討いただきますようお願いをしたいし、また、住宅耐震改修についてもですね、府下の市町村の努力も始まっております。これを応援しながら、さらなる要件緩和の検討を求めておきたいと思っております。

八幡市では、罹災証明書発行数が1700件を超えました。そのほとんどが「屋根瓦が落ちた」「壁に亀裂が入った」等の損壊です。「ブルーシートを貼ったものの雨漏りがして大変。壁も屋根も直せば100万円は超える。せめて屋根だけでも早く改修したいけれども、京都府が拡充した耐震改修助成制度を利用したいけれども、八幡市ではまだ窓口が開設されていない」「手続きに時間がかからないよう制度が柔軟に利用できるようにしてほしい」等の声も寄せられていますので、現場の要望にぜひ応えていただき必要な支援を要望しておきます。

今後30年以内に70%の発生確率といわれます南海トラフ地震及びこれに前後する各断層における直下型地震を想定し、京都府では、第二次戦略的地震防災対策推進プランを策定し、鋭意、事業を進めておられます。事業の進捗率を見ますと、府内医療機関の耐震化率は全国平均72.9%に対し60.4%。社会福祉施設の耐震化は目標94.5%に対し83.8%。市町村管理の上水道施設耐震化でも大変遅れています。木造住宅の耐震化率は平成36年までに95%に近づける目標ですが、平成27年推計では83%になっています。これらの現状や耐震化促進の課題について、どのように認識されておられますか。また、今後の対応策についてお聞かせください。

**【知事・再答弁】** 耐震の促進についてご質問をいただきました。今、委員のご指摘がございましたように、京都府では住宅や重要施設の耐震化など約300の事業を掲げた「第2次戦略的地震防災対策推進プラン」を策定をいたしまして、地震、防災対策の計画的な推進に取り組んでいるところでございます。

いくつかの現状を申し上げます。まず、住宅の耐震化につきましては平成37年度に95%という目標に対しまして高齢世帯が建て替え、耐震改修に消極的であることなどによりまして、平成27年度では83%にとどまっているものの、全国平均の、古いのですが25年度で82%とはほぼ同水準で推移をしております。耐震化率のさらなる向上にむけて、今年度から国の新しい補助制度を活用し、木造住宅の耐震改修等の補助限度額を引き上げますと共に、寝室等の安全性を確保する耐震シェルター設置にかかる府独自の補助制度において、高齢者等の

居住要件を撤廃して対象拡大したところでございます。

また、水道施設について申し上げますと、上水施設の府営水道の耐震化率は100%完了しておりますけれども、市町村水道を含めた全体では平成28年度末で50.8%と全国平均の27.9%を上回っています。ただ、31%の基幹の管路とか40.7%の配水池につきましては、それぞれ全国平均を下回っている状況でございます。このため、「府営水道ビジョン」や「京都水道グランドデザイン」におきましても、耐震化を最重要項目と位置付けまして、計画的取り組みを進めているところでございます。

この他、社会福祉施設については平成27年度末で、87.7%と全国平均と概ね同水準でございます。病院につきましては昨年9月時点で60.4%と全国平均の72.9%となっております。特に、京都市内で狭隘な土地での建て替えが困難なことから耐震化が進んでいないというのが実情でございますけれども、災害拠点病院、また救命救急センターにつきましては平成31年度末になんとか90%を超える見込みでございます。今後とも地震から府民の命と生活を守るということを第一と致しまして、耐震化についての理解をえるための広報・啓発に努めますとともに、工事費に対する各種補助制度の積極的な活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

**【島田議員・指摘要望】** いろいろ数字をお示しいただきました。シェルターなどは新しい制度ですが、一桁しかないんですね。わかりやすい数字が出されましたが、連続する災害のもとでこれまでの施策を検証するということが大事ですし、それぞれの施策ごとに課題があるかと思えます。今日は、そこには触れませんが、鋭意取り組んでいただきたいと思うんです。災害のたびに対策が見直されたものの、点検してははずのブロックが倒れて小学生が亡くなるという、あってはならない事態もありました。課題と教訓を明らかにし、これまでの本府の施策についてもさらに検証し必要な見直しも含めて検討をされるよう要望しておきます。

今回の豪雨災害に関わっては、応急対応の改修等が進められておりますが、そもそも本府の河川整備等治水対策、土砂災害危険個所の整備促進については予算を増額も含めましてとりくむ必要があるのではないかと考えます。「防災対策」や「被災者の生活再建のための復興対策」両面で、従来の延長線上ではない抜本的な対策の強化が求められています。ハード、ソフト両面で、その教訓と課題を明らかにされ取り組むことを強く要望したいと思います。

知事は、本会議で「大規模プロジェクトも生活密着の事業も両輪でやる」と答弁されました。財政も非常に逼迫する中、今を生きる府民の暮らし、命と安全を最優先に、税金の使い方についても見直す、転換が必要であることを指摘しておきます。

## 周産期医療センターへの医師確保を

**【島田議員】** まず要望を一点おこないます。周産期医療体制の整備拡充についてです。補正予算を計上されまして、京都第一赤、京都府立医科大学付属病院、京都大学医学部付属病院の間で協定書も交わされました。3病院の連携と知事のリーダーシップのもとで、北部サブセンターである舞鶴医療センターの周産期医療センターの機能を再建のために医師確保を支援へ全力をあげていただくことを強く要望します。

## 京都府重度障害児（者）在宅生活支援事業の廃止問題について

**【島田議員】** 医療的ケアが必要な重度障害児（者）の命を支える重度障害児（者）在宅生活支援事業についてです。先ほどの周産期医療等の整備、技術の進歩で500<sup>g</sup>の赤ちゃんが助かる時代になりましたが、人工呼吸器等を使用して、あるいは痰の吸引等を行う医療的なケアが必要な子どもたちが増加をしています。その子どもたちが地域で安心して医療や保育、教育を受けられるよう体制整備が必要ですし、そのための予算が計上されたことも承知しております。

一方、本府は今年度から、医療的ケア児者を受け入れる生活介護施設の看護師配置、加算等に対する補助金を現場への説明も合意もなしに突然打ち切られました。これに対し、3月中旬に宇治市障害児（者）父母の会や社

会福祉法人から制度廃止は撤回するよう、知事への緊急要望も出されております。そして、宇治市議会では全会一致で意見書が採択されております。

府内支援学校には現在 80 余名が在籍をされています。医療的ケアが必要な子どもたちですね。平成 29 年度は 8 名の生徒が卒業し、生活介護施設等へ通所しています。この 4 月から、来年 3 月卒業予定の生徒への進路相談が始まっていますが、「来年度以降は医療的ケア児の受け入れは断らざるを得ない状況だ。国制度の活用でも 670 万円の赤字で法人の努力には限界がある」との声が現場から上がっています。

そこで伺います。このような、医療的ケアが必要な支援学校の卒業生が地元の施設で受け入れられない事態が見込まれている問題を把握をされておられるでしょうか。これまで常任委員会で指摘しましたが、国の制度が拡充されたことを理由に府の制度を現場の意見を聞かずに廃止したことは問題があり、現場の実態把握を要望してまいりました。調査は実施されましたでしょうか。実施されたのであれば結果を踏まえ、どのように対応しようとしておられますか。お聞かせください。

同事業は、平成 21 年度当時に看護師を加配していた事業所とする限定的な制度設計でありましたので、現場からは制度拡充を要望する声が毎年上がっておりました。国の報酬、さらに加算措置等の加算でも、常勤看護師の person 費を保障できる額にはなっておりません。要件も厳しいとの現場から声が上がっておりますので、国に対して、補助単価の引き上げと要件緩和を求めるとともに、現場の実態に応える水準の支援制度としたうえで、府制度の復活を求めますが、いかがですか。

**【知事・答弁】** 重度障害児（者）在宅支援事業についてでございます。医療的ケアが必要な障害児（者）につきましては、在宅生活を継続していくため日中支援を行うデイサービス事業所に対しまして、平成 22 年度から国に先がけまして府独自に看護職員の加配等の経費に対し補助を行ってきたところでございます。この事業につきましては、本会議でも答弁いたしましたとおり、国の平成 30 年度の障害福祉サービス報酬改定に引きまして看護職員の配置加算の拡充がされたことをふまえ、事業を見直し、新たにコーディネーター養成など医療的ケアが必要な障害児（者）への支援拡充を図ったところでございます。加えまして医療・保育・教育機関等連携加算の創設や送迎加算の拡充など、医療的ケアが必要な障害児・者を支えるデイサービス事業所への報酬への充実が図られたところでございます。

実態調査についてのご質問をいただきました。こうした報酬改定の影響につきましては、少なくとも数か月の実績を把握することが必要だと考えております。この 6 月に、改訂後はじめての事業者への支払いがされますことから、今後、関係団体と連携をいたしまして事業者の声を聞いてまいりたいというふうに考えております。

また、障害児（者）の支援を行う看護職員の配置に要する費用につきましては、本来障害者支援法の枠組みの中で対応されるものであることから、これまでも国に対しまして、制度の充実を強く要望してきたところでございます。この結果、国の制度の充実が図られてきたと認識しております。これをふまえまして、京都府といたしましては事業を見直し、新たな医療的ケア児への支援拡充を図ったところでありまして、ご理解をたまりたいと思っております。今後とも、医療的ケアが必要な重度障害児（者）の在宅生活が安定的になされるよう引き続き制度の充実に向けた要望等も行ってまいりたいと考えております。

**【島田議員・再質問】** 実態調査をぜひお願いしたいんですが、平成 22 年度に先がけて補助を行って国の制度ができたからスパッと切ると。しかし、実態は減額になっている。こここのところ、3 月の中旬に各事業所から山田知事宛に要望が出されているんですね。知事をご覧になられたでしょうか。3 月に打ち切って事業が始まっているわけですね。看護師も雇用しているわけですし、子どもたちをきるわけにもいかないの、今年度頑張るけれども来年度から限界だということが現場の実態でございます。緊急要望書に書かれている内容でも、宇治市の施設連絡協議会加入の 4 法人 6 事業所だけでも、実質これまでの補助金が半額以下になっているわけです。法の下での報酬等の改定も行われましたが、現実にはやはり十分現場の実態に即していないということでありまして、必要な調査とともに国に対しても要件緩和を求めていただきたいと思いますし、現場の声を聞いていただく必要

があると思うんです。

知事の答弁にございました新たなコーディネーターの養成等の事業は、どちらかといいますとNICU等に長期入院している子どもたちの受け皿整備に重点を置かれているように思います。もちろんそれは重要で強化をしてほしいわけですが、これまでも現場の努力で看護師を確保し支援学校卒業生の生徒達を受け入れてきた事業所に対して、思いやりを持って支援をしていただきたいと。これは緊急の課題だと思うんです。それで、調査をされるということでしたが答弁がありませんでしたけれども、支援学校自身に来年度の見通しとか、事業所の対応は調査はされなかったのでしょうか。予算の書面審査でも教育委員会で質問を同僚議員がしたわけですが、この点、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

**【知事・再答弁】** 支援学校の件につきましては、教育委員会から直接報告をうけておりませんが、この制度につきまして6月の支払いがあったということも受けて、実態については把握に努めるということにしておりますので、その実態把握の一貫としてそういうことも含めて実態把握がおこなわれればというふうに考えています。

**【島田議員・指摘要望】** 教育委員会書面審査で、29年度も8名。来年も毎年毎年卒業生がでてまいります。その受け皿の卒業後の子どもたちの重要な施設でありますので、これは本来は計画的に整備をする必要があると思うんです。国の制度が足りない場合は、国に先がけて京都府の制度を現状に合うように見直して、継続をして支援学校卒業生の進路保障という観点からも計画的にお願いしたいと思います。今回の事業廃止は、京都府の障害児（者）の施策を後退させかねない事態。現場の実態を調査して、声を聞いていただきたいと思うんですが、この事業とともに廃止したのが民間社会福祉施設サービス向上補助金です。

知事の答弁のように、削減についてしっかり議論した結果ではありませんし、事業が4月に執行する前にですね突然廃止された。しかも、国の報酬改定でこれも引き下げられてですねトリプルパンチという状況でございます。「府民の切なる願いをしっかりと受け止める」「現場主義の徹底」と知事は表明されておられます。ならば、これまでの経過も含めて検証し現場の願いにこたえて検討すべきと申し上げておきます。4年間の府政運営にあたって、府民の特に弱い立場の人々の立場に立ってご努力いただきますことを重ねて要望いたしまして私の質問を終わります。

## <他党派議員の質問項目>

自民	田中英夫	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「明日の京都」と新たな総合計画について</li> <li>2. 「子育て環境日本一」について</li> <li>3. 「もうひとつの京都」の次なる展開について</li> <li>4. 桂川の改修について</li> <li>5. 京都スタジアム周辺のまちづくりについて</li> </ol>
自民	片山誠治	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 京都縦貫自動車道の4線化について</li> <li>2. JR山陰本線園部～綾部間の複線化について</li> </ol>
自民	尾形 賢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. お茶の京都事業の総括と茶業を含む今後の地域戦略について</li> <li>2. 住宅宿泊事業法施行による府内の民泊のあり方について</li> <li>3. 農福連携の成果と共生社会の実現に向けた取組について</li> </ol>
府民	田中美貴子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て環境日本一について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)産後ケアについて</li> <li>(2)ダブルケアについて</li> <li>(3)児童虐待事案から子どもの命を守る取組について</li> </ol> </li> <li>2. 女性の視点で起業を目指す取組について</li> </ol>
公明	村井 弘	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 府政の舵取りへの思いについて</li> <li>2. 小規模企業に対する支援について</li> <li>3. 子育て医療費助成制度について</li> </ol>